

決定通知書等の別送「登録・解除・変更」依頼書

日本年金機構から送付される各種通知書について、以下のとおり別送の「登録・解除・変更」をすることを依頼します。

依頼内容	①登録	②解除	③変更
	※[①登録 ②解除 ③変更]の該当する箇所を○で囲んでください。		

【①登録 の場合はこちらにご記入ください。】

別送先	住所 (63文字以内)	〒
	宛先 (61文字以内)	
別送理由 (○を記載)	1. 人事・総務等の担当部署が別に所在するため 2. 委託している社会保険労務士あてに送付するため 3. その他 ()	

【③変更 の場合はこちらにご記入ください。】

変更理由 (○を記載)	1. 別送先の変更 2. 事業所の変更 3. その他 ()
----------------	--------------------------------------

(変更前)

(変更後)

郵便番号、所在地、 名称、事業所整理 記号	〒	〒
-----------------------------	---	---

※変更内容に合わせて変更前後をご記入ください。

_____ 年金事務所長 様

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

事業所整理記号	—	事業所番号	
事業所所在地			
事業所名称			
事業主名			
連絡先	電話	(担当者名)	

※協会けんぽが発行する被保険者証は、引き続き事業所の所在地に送付します。

※当依頼書の受付から別送登録（登録・解除・変更）が完了するまで数日間お時間をいただく場合がありますので、処理状況により事業所へ郵送される場合があります。ご承知おきください。

※別送可能な書類は裏面に記載した通知書等のみです。書類の不備返戻については提出者へ返戻しますのでご注意ください。（社会保険労務士による代行提出届出については社会保険労務士へ返戻させていただきます。）

平成30年3月以降の対象通知書等

	通知書等
1	資格取得確認および標準報酬決定通知書
2	70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ
3	健康保険被保険者適用除外承認証
4	資格喪失確認通知書
5	70歳以上被用者不該当のお知らせ
6	標準報酬決定通知書
7	70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ
8	標準報酬改定通知書
9	70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定のお知らせ
10	標準賞与額決定通知書
11	70歳以上被用者標準賞与額相当額のお知らせ
12	健康保険被扶養者（異動）決定通知書

※当該通知書にかかる届書は紙媒体、電子媒体ともに対象となります。

ただし、電子媒体については、新しい届書作成プログラム（機構ホームページ上の「新バージョン17.00」）により作成された届書が対象となります。